

薬剤師が在宅医療に係ることの意義

川崎市薬剤師会介護支援委員会



平均寿命と健康寿命との差
男性約10年、女性13年
多くの方が、支援や介護を受けている。

高齢者は、複数の医療機関を受診し、
多くの医薬品を服用し、服薬自体が
複雑になっていることが多い。

薬剤師が在宅医療に参加することで、
家族や周りの方々の薬に関する負担を
減らし、患者のQOLや治療効果を高める
ことができる。

令和5年8月24日
矢野 裕一

1

薬剤師が在宅介護を支援します



薬剤師は、地域の医療・介護の
専門家とチームを組んで
在宅医療に取り組んでいます

在宅医療とは

- 患者さんの自宅に訪問して行う医療行為
 - ①通院が困難な患者さんが継続医療を希望するとき
 - ②治癒が困難な場合で住み慣れた家で治療継続を希望するとき
- 先端医療の「治す医療」とは対極

2

在宅医療の対象者

- ・ 日常生活の行動性の低下した高齢者
(いわゆる寝たきり老人)
- ・ 神経難病患者や外傷後遺症患者などの
小児や若年の障害者
- ・ 悪性疾患の末期患者

長い付き合いになることが多く、家族の負担も大きいのでレスパイト(介護疲れ)が多い。

3

在宅医療を行うために

医療保険 1961年皆保険

医療を受ける際に利用する保険

介護保険 2000年～

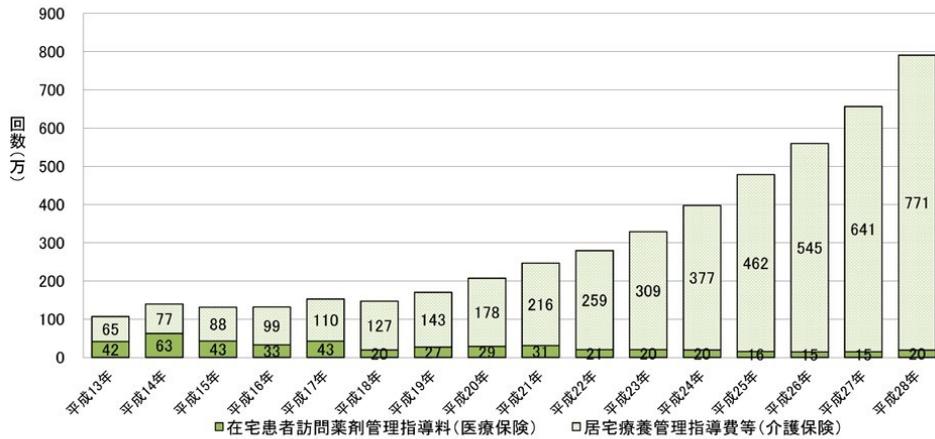
急速に進む少子高齢化に伴う高齢者の介護問題
解決の手段としてスタートした保険法です。
通常40歳から保険料の支払いが開始されます。

- ・薬については医療保険
- ・訪問については介護保険

4

薬局における在宅患者訪問薬剤管理指導の実施状況

○ 介護保険における「居宅療養管理指導」に係る算定回数が伸びており、全体として薬剤師による在宅における薬剤管理は進んでいる。

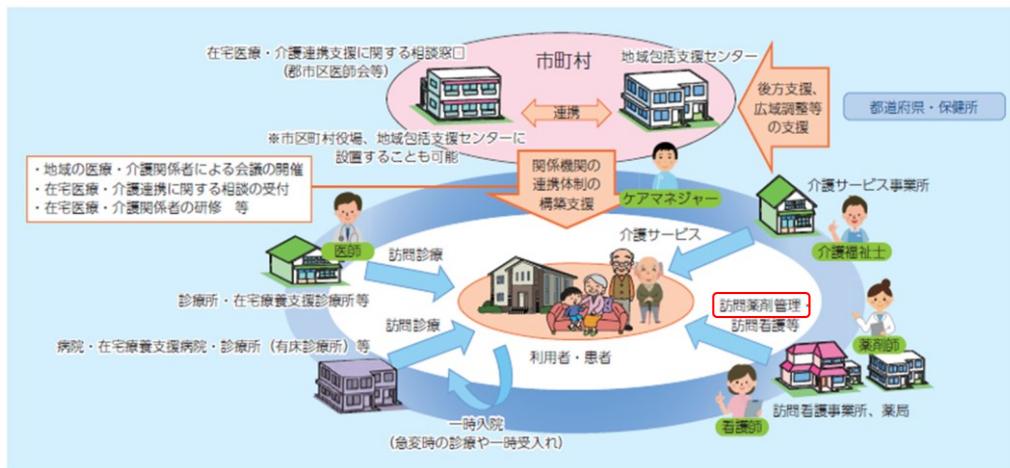


注) 在宅療養を行っている患者に係る薬剤管理指導については、対象患者が要介護又は要支援の認定を受けている場合には介護保険扱いとなり、認定を受けていない場合には医療保険扱いとなる。

出典) 社会医療診療行為別統計及び介護給付費実態調査を基に医療課で作成

5

図 医療と介護の連携で支える在宅医療のイメージ



(「平成28年版厚生労働白書」より一部改編)



6

2021年 在宅患者に関する診療報酬

在宅患者訪問薬剤管理指導料

単一建物居住者数		点数
1人		650点
2～9人		320点
10人以上		290点
加算	麻薬管理指導加算	100点
	乳幼児加算（6歳未満）	100点

在宅患者緊急時等共同指導料

在宅患者緊急時等共同指導料		点数
在宅患者緊急時等共同指導料		700点
加算	麻薬管理指導加算	100点
	乳幼児加算（6歳未満）	100点

在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料

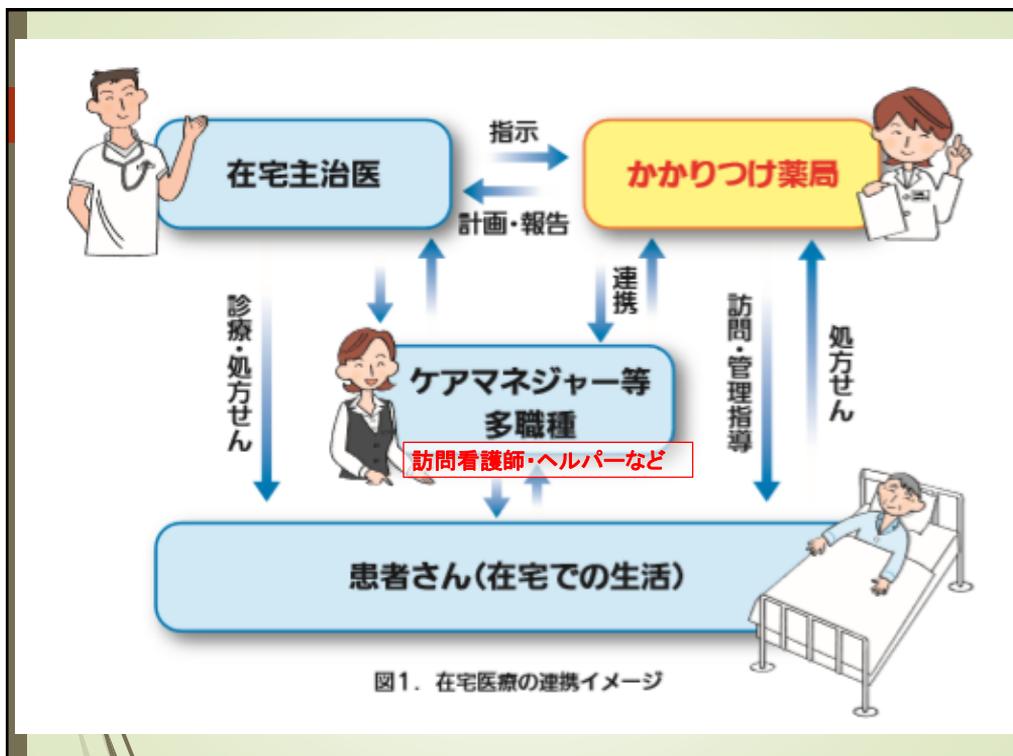
		点数
計画的な訪問薬剤管理指導に係る疾患の急変などに伴う場合		500点
上記以外		200点
加算	麻薬管理指導加算	100点
	乳幼児加算（6歳未満）	100点

在宅患者オンライン服薬指導料

		点数
在宅患者オンライン服薬指導料		57点



7



8

高齢者が多い在宅医療 ～薬物治療の特徴～

- 複数の疾患を合併
 - ・複数の診療科、複数の医療機関を受診
 - ・多剤服用による誤服薬
 - ・重複投薬、薬物間相互作用のリスク大
- 理解力、記憶力の低下
 - ・アドヒアランス、誤服薬、残薬
- 視覚や聴覚機能の低下
 - ・誤服薬、アドヒアランス、残薬
- 生理機能、生体機能の低下
 - ・腎機能、肝機能の低下に伴う体内薬物動態の変化
 - ・生体機能の低下による転倒、嚥下障害

9

薬剤師の在宅訪問により見つかった問題点

- ① 薬剤の保管状況
- ② 薬剤の重複
- ③ 併用禁忌の薬剤
- ④ 薬剤の飲み忘れ
- ⑤ 飲みにくさによる未服用
- ⑥ 薬剤の飲み過ぎ
- ⑦ 処方内容と食習慣の食い違い
- ⑧ 副作用の発症
- ⑨ 服薬についての理解不足
- ⑩ その他



薬

日本薬剤師会「後期高齢者の服薬における問題と薬剤師の在宅患者訪問薬剤管理指導ならびに居宅療養管理指導の効果に関する調査研究」より

10

個々の患者の能力に応じた薬の管理方法の実例



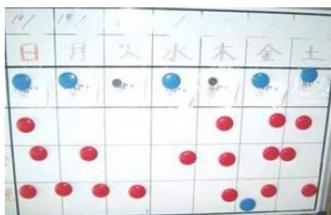
一包化

※ポイント

患者の残存能力を考慮すること。
過剰な服薬支援は能力を落とす
場合もある。



ティッシュ箱に仕切りを
入れて手製のビルケー
ス作成



ホワイトボードと磁石



投薬カレンダー

出典) 日本薬剤師会 在宅服薬支援マニュアルより抜粋

4

11

在宅医療における薬剤師の主な役割

患者の家への医薬品・衛生材料の供給
 患者の状態に応じた調剤(一包化、簡易懸濁法、無菌製剤等)
 薬剤服用歴管理(薬の飲み合わせの等の確認)
 服薬指導・支援
 服薬状況と副作用等のモニタリング
 残薬の管理
 医療用麻薬の管理(廃棄含む)
 在宅担当医への処方提案等
 ケアマネジャー等の医療福祉関係者との連携・情報共有

・訪問看護師
 ・ヘルパー
 ・クリニックの事務スタッフ



在宅患者への最適かつ効果的で
 安全・安心な薬物療法の提供

12

川崎市在宅療養推進協議会

平成25年設立

目的:在宅医療関連団体の代表者からなる協議会を組織し、**多職種による連携強化**、在宅療養患者に対する一体的な**支援体制の構築**に向けた協議を行う。

参加団体:医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、介護支援専門員連絡会、MSW(医療社会事業協会)、地域包括支援センター、行政(医療政策推進室、地域包括ケア推進室)

13

地域薬剤師会の活動内容

- アンケート
- パンフレット・連携手帳
- 多業種の教育
- 薬局・薬剤師の教育
- 薬剤師ケアマネ教育
- 在宅支援薬局
- 多職種と研修会



14



在宅療養支援認定薬剤師

在宅療養支援認定薬剤師

一般社団法人 **日本在宅薬学会**が2013年より**認定**を行う**専門薬剤師資格**の一つ。在宅療養を必要としている患者に薬剤師の専門性を活かした医療・介護を提供し、**在宅支援チームの一員として国民の保健・医療・福祉に貢献できる薬剤師が取得できる制度**。

医薬品のスペシャリストとして力を発揮している薬剤師が、在宅療養支援認定薬剤師の資格を取得し、**在宅医療で活躍することが期待**されている。

15

まとめ

在宅で療養される患者は今後も増加。
薬剤師も積極的に在宅医療へ参画を。

医療を含め住まい・介護・予防・生活支援が一体的に
提供される地域包括ケアシステムの構築の一翼を
薬剤師が担う

地域における多職種連携に薬剤師も必要とされている。
～退院時や在宅でのカンファレンス参加も重要～

薬剤師による在宅医療を推進するため、薬剤師法、
医薬品医療機器法、医療法等の関連制度も
整備されてきている

16